

甲府市農業委員会 8月定例総会議事録

1. 日 時 令和元年8月30日（金曜日）午後2時00分から2時54分

2. 会 場 ホテルクラウンパレス甲府

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1 番 保坂 敬夫 2 番 福島 昌之 3 番 矢崎 正勝 4 番 米山 夫佐子
5 番 落合 洋子 6 番 田中 由美 7 番 土屋 三千雄 8 番 長田 孝夫
9 番 菊島 建 10 番 關野 登 11 番 森 信二 12 番 花形 満寛
13 番 末木 瑞夫 14 番 土屋 正人 15 番 萩原 爲仁 16 番 小林 雅宗
17 番 山本 一

【最適化推進委員】

2 番 山本 光信 3 番 平澤 友良 4 番 望月 典雄 5 番 埴原 久徳
6 番 柳澤 榮 8 番 萩原 斉 9 番 越石 和昭 10 番 市村 秀俊
11 番 向山 章雄 12 番 齊藤 藤雄 13 番 佐々木茂隆 14 番 渡邊 初男
15 番 塚田 泰英 16 番 佐野 勝紀 18 番 深田 喜徳 19 番 小澤 博

4. 欠席委員（0名）

【最適化推進委員】

1 番 植田 泰 7 番 萩原 靖彦 17 番 米山 伸一

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進
農地係 係 長 齊藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 牧野 公治
技 師 井上 健洋

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請について

- 議案第 4 号 令和元年 9 月告示分農用地利用集積計画について
- 議案第 5 号 令和 2 年度甲府市農業行政施策に関する意見書について
- 議案第 6 号 令和元年度甲府市農業賞候補者の推薦について

報告案件

- 報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第 5 号 耕作土搬入届出について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和元年度 8 月定例総会を始めます。

本日の会議は、農業委員定数 19 名中、19 名が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長より ごあいさつ をいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。では、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 8 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

それでは最初に、8 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、15 番の萩原爲仁委員、16 番の小林雅宗委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは早速、議案の審議に入っていきたいと思っております。議案第 1 号は農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明をお願いします。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 1 件ございまして、第 3 条の資格要件を全て満たしております。議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員から、説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。皆様から、質問や意見はありましたらお願いします。

《 無しの場合 》

○山城地区委員（萩原委員）

3番、4番の案件ですが、譲受人が〇〇〇〇という形で転用の目的が出ていますが、〇〇〇〇は、誰が〇〇〇〇をする場合は許可が出るのか教えてください。一般的に資材置場から転用して分譲というケースが結構あります。建売分譲の場合、こういった形なのか具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは、事務局から説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

建売分譲は、知事の発行する宅地建物取引士の資格を持っている方になります。まれに個人でも出来ますが、一般的には不動産会社です。

○山城地区委員（萩原委員）

たとえば今回の場合、取得される会社の方が建物を建ててやらなくても申請さえすれば、受け付けてくれるのですか。

○事務局（一ノ瀬主事）

建売分譲という形で許可を得ている以上は、申請者が実際に建物を建てることになります。建てる資金証明まで出していただき認めています。

○山城地区委員（萩原委員）

今回は、譲り受けた会社は不動産会社ですが、不動産会社が建てなくても他の業者が建ててもいいのでしょうか。

○事務局（一ノ瀬主事）

農地法においては、審査する書類が正しければ許可を出してしまうので、許可を出してから、どこの業者が建てるのかは求めています。書類が整っている限り許可は出します。

○議長（西名会長）

もう少し分かりやすく、事務局長から説明があります。

○事務局（青木局長）

個人が自己用住宅を建てる場合、本人が建てるのではなく、業者に委託して建ててもらうのと同じように、建売分譲もそれをやる人が建てるのではなく、他の業者が建てても問題ありません。きちんこの業者が建売分譲やるかどうかは、最後に転用確認証明を事務局で出しますので、その時にチェックが入ります。今回であれば譲受業者がやるということまで、確認して転用確認証明を出しますので、問題ありません。

○山城地区委員（萩原委員）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（西名会長）

事務局の方でも、事業計画、事業費など資金の裏づけまでしっかりと必要書類をもらって確認していますので、業者が建物を経てることも関与してなくてはだめですから請負も確認しています。

それでは、採決をいたします。

議案第3号、農地法5条の許可申請に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。議案第3号の内3番、4番の案件は関連案件となり、1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。他の案件につきましては、1,000㎡未満ですので、許可書の交付をして参ります。つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書5ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。6ページからは令和元年7月18日から令和元年8月16日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

報告事項について、事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号について、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第4号は 令和元年9月告示分 農用地利用集積計画についてです。事務局より説明してください。

○事務局（井上技師）

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、新規設定1件、再設定2件、計3件の申し出がありました。議案書16ページの表は、新規設定です。中道南地区からの申し出があり、合計面積は842㎡です。中段の表は、平成31年度の目標面積115,900㎡に対し、設定面積は68,646㎡、達成率は59%です。続いて17ページの表は、再設定です。相川・二川地区からの申し出があり、合計面積は1,624㎡です。中段の表、平成31年度の目標面積290,000㎡に対し、設定面積は137,153㎡、達成率は47%です。18ページ1番は新規設定です。18ページ2番、3番は再設定です。以上、全ての案件の借り手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超過しており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。皆様から質問や意見はありますか。

《 無しの場合 》

○議長（西名会長）

特別ないようなので、採決をいたします。

議案第 4 号の利用権設定に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の挙手をいただきましたので、議案第 4 号については決定して参ります。

つぎに議案第 5 号は、令和 2 年度甲府市農業行政施策に関する意見書（案）についてです。事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは、令和 2 年度甲府市農業行政施策に関する意見書（案）について、朗読をもって説明とさせていただきます。

《 『令和 2 年度甲府市農業行政施策に関する意見書』朗読 》

以上が案となります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

この意見書（案）については、5 月のブロック会議でいただいたご意見を事務局でたたき台を作り、8 月 16 日に開催した運営委員会で、委員の皆様にご協議をいただく中で修正したものです。皆様からご意見やご質問はありましたらお願いします。

《 無しの場合 》

○議長（西名会長）

いろいろ申し上げたいことは山ほどありますが、あまりにも膨大な項目を挙げてもなかなか難しいと思いますので、運営委員会でも絞って来年の行政施策に反映していただくということで、5 項目に絞り込んだという経緯もあります。

それでは、このような内容でご賛成いただけますか。

《 「はい」という返事が多数あり 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。それでは令和 2 年度甲府市農業行政施策に関する意見書については、甲府市長に提出して参ります。

日程については、今後決まってくるので、執行部、ブロック長、女性農業委員などのご出席をいただく中で、代表で提出してきます。それでは、案を削除していただきまして、意見書として提出して参ります。

つぎに議案第 6 号は、令和元年度甲府市農業賞候補者の推薦についてです。事務局

より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

議案の第 6 号の甲府市農業賞候補者の推薦についてですが、農政課から推薦の依頼がありまして、農業委員会から甲府市へ推薦していくという流れとなります。

《 『令和元年度甲府市農業賞被表彰候補者推薦書』について経緯等を説明 》

○議長（西名会長）

事務局より、甲府市農業賞候補の推薦者について事細かに説明がありました。

これは、6月の総会で 本年については中ブロックの順番ということでしたので、中ブロックの中で慎重に検討し、運営委員会でのご確認をいただいたうえで、本日のご提案となった次第です。この賞にふさわしい人を推薦できたように思います。

これは、ご意見やご質問ということではなく、人事案件でございますから、全員の方のご賛成でご承認を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 「異議無し」の声、多数あり 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。それでは、異議無しということでご賛成をいただきましたので、決定して参ります。

以上で、予定している案件は、全て終了いたしました。皆様のご協力により、スムーズに議事が進行されました。ありがとうございました。

午後 2 時 54 分 閉会